

後見人、保佐人または補助人辞任及び 後見人、保佐人または補助人選任の申立てについて

福岡家庭裁判所後見センター

1 この申立てについて

後見人等は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、後見人等を辞任することができます。正当な事由とは、例えば、後見人等が高齢になったり、病気になったり、遠隔地に転居したりするなどして、職務を遂行できなくなった場合が考えられます。

辞任すると後見人等が不在になる場合は、後任の後見人等を選任する申立てを辞任の申立てと同時にする必要があります。

2 申立てに必要なもの

(1) 申立て費用

- 収入印紙 1600円（申立手数料）
- 収入印紙 1400円（東京法務局への登記用）
- ※ 東京法務局への登記用の収入印紙は貼らずに提出してください。
- 郵便切手 3549円
(内訳：500円×5、100円×2、84円×8、10円×15、5円×3、2円×6)

※ 郵便切手は貼らずに提出してください。

(2) 提出する書類

- 申立書
- 財産目録
- 財産の裏付け資料（通帳写し等）
- 本人に関する質問票
- 本人の陳述書
- ※ 後見人選任の場合は、本人と意思疎通でき、本人の陳述があった場合のみ提出してください。

《辞任の理由を証する資料》

- 病気の場合は診断書、転居の場合は住民票 など

《後任の候補者》

※ 裁判所に一任する場合は提出不要です。

- 後任の候補者の住民票（マイナンバーの記載のないもの）
- 候補者事情説明書

《申立人又は本人の住所に変更があった場合》

- 住民票（マイナンバーの記載のないもの）又は戸籍附票

又は変更後の登記事項証明書

《申立人又は本人の本籍又は氏名に変更があった場合》

戸籍謄本又は変更後の登記事項証明書

※ 既に裁判所に提出済みで、記載内容に変更がない場合は提出不要です。

※ 上記以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。

以 上